

2022年8月2日

各 位

会 社 名 株式会社グローバルウェイ
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO 小 山 義 一
(コード番号: 3936)
問 合 せ 先 取締役 CFO 新 井 普 之
TEL. 03-5441-7193

臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催、臨時株主総会招集のための基準日設定、 定款の一部変更並びに資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日付の会社法第370条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）によって、下記のとおり、臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催、本臨時株主総会招集のための基準日設定、定款の一部変更並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年8月24日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年8月24日（水曜日）
- (2) 公告日 2022年8月10日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします） <https://www.globalway.co.jp>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案について

- (1) 開催日時 2022年10月3日（月曜日）午後1時30分
ただし、通信障害等の影響により上記日時に開催することができなかつた場合には、本臨時株主総会は2022年10月4日午後1時30分に延期します。
- (2) 開催場所 定款第12条第2項の定めに従い、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の方式にて開催
バーチャルオンリー株主総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の公布及び施行を受け、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。
- (3) 付議議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第3号議案 資本準備金の額の減少の件

3. 定款一部変更について

- (1) 定款変更の理由
 - ①株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する変更
株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている規定を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

②最高経営責任者（CEO）等の選定に関する変更

業務執行の柔軟性を確保するため、最高経営責任者（CEO）等（以下、「CX0」という。）の種類について定められている規定を削除し、必要に応じてCX0を選定できることを可能とするものであります。

④剰余金の配当等の決定機関に関する変更

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることを可能とするものであります。

⑤その他

その他字句の修正、附則の条数の整理などを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第13条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会</u> の決議によって、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (新設)	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>
第15条～第20条 (条文省略)	第14条～第19条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. <u>取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、最高財務責任者 (CFO)、最高人事責任者 (CHRO)、最高情報責任者 (CISO)、最高技術責任者 (CTO)、最高マーケティング責任者 (CMO) を定めることができる。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会</u> の決議によって、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (新設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ</u>

<p>第23条～第33条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第34条（条文省略） （新 設）</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>3.（条文省略）</p> <p>4.（条文省略）</p> <p>5. 本附則第3項乃至第5項は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第22条～第32条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第34条（現行どおり）</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（削 除）</p> <p>第35条（現行どおり）</p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p>第2条（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	---

（3）定款の一部変更の日程

- ①臨時株主総会開催日 2022年10月3日（月曜日）
- ②効力発生日 2022年10月3日（月曜日）（予定）

4. 資本準備金の額の減少について

（1）資本準備金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（2）資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本準備金の額

2022年6月30日現在の資本準備金424,148,720円のうち374,148,720円を減少し、50,000,000円とします。

ただし、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該減少後の資本準備金の額は変動する可能性があります。

②資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①取締役会決議 | 2022年8月2日（火曜日） |
| ②債権者異議申述公告日 | 2022年8月26日（金曜日）（予定） |
| ③債権者異議申述最終期日 | 2022年9月27日（火曜日）（予定） |
| ④臨時株主総会決議 | 2022年10月3日（月曜日）（予定） |
| ⑤効力発生日 | 2022年10月4日（火曜日）（予定） |

(4) 今後の見通し

資本準備金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。

以 上